

開発行為許可通知書

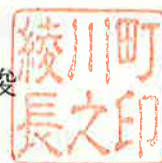
第 20-005 号

徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境 3 6 番地 1
株式会社 アルファード
代表取締役 七 條 政 利 様

令和 2 年 1 2 月 2 2 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第 2 9 第 1 項の規定により許可する。

令和 2 年 1 2 月 2 8 日

綾川町長 前 田 武 俊



許可の内容

開発区域に含まれる 地域の名称	綾歌郡綾川町滝宮字東田井 3 8 2 番
開発区域の面積	1, 863. 63 m ²
予定建築物等の用途	宅地分譲 (6 区画)

許可の条件 (不許可の理由)

裏面の「開発行為に対する一般的注意」を遵守すること。

法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく制限

なし

(付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、都市計画法第50条第1項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第50条第1項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。